

熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領

制定 令和元年6月18日農第756号
一部改正 令和2年7月21日農第1199号

1 趣旨

本要領は、夏季における猛暑日の増加などの気候状況を考慮し、建設現場における安全対策を進めるため、熱中症対策に必要な経費の計上に関して、現場管理費を補正するにあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始休暇（7日間）、夏季休暇（7月～8月にかかる工事は7日間、7月または8月にのみかかる工事は4日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

3 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業で「土地改良事業等請負工事積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知）及び「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）」を適用する工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

4 気温の計測方法等

(1) 計測方法

受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に記載し提出しなければならない。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25度以上となる日を真夏日とみなす。

ただし、上記によりがたい場合は、現場内を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

(2) 計測結果の報告

受注者は施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員に提出するものとする。

<参考>●運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

5 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約により行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

(2) 「冬期施工における現場管理費率の補正について」(平成31年3月26日付け30農振第3913号農林水産省農村振興局整備部設計課課長通知)と重複する場合においても最高2%とする。

(3) 補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(4) 補正係数は1.2とする。

6 対象工事である旨の明示

「特記仕様書」に下記事項を追加する

(記載例)

第〇章 熱中症対策に関する現場管理費補正試行工事

(詳細は農林技術課ホームページを参照のこと)

本工事は、「熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領」の対象工事である。

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。

8 附則

この試行要領は、令和元年7月1日以降に起工する工事から適用する。

この試行要領は、令和2年7月1日以降に起工する工事から適用する。

ただし、令和元年7月1日以降に起工した工事においても、変更契約を行う工事から適用できるものとする。